

横浜市戸塚地区センター利用要綱

制 定 平成17年7月1日

改 正 令和 6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市地区センター条例（以下「条例」という。）、同施行規則（以下「規則」という。）その他関係法令等に基づき市民の利用に供する横浜市戸塚地区センター（以下「センター」という。）の利用ルールについて、必要な事項を定めるものとする。

(利用)

第2条 センターは、地域住民のだれでもが、気軽にかつ公平に利用できることを旨として、次に掲げる事項のために利用できる。

- (1) 話し合い、研究会、集会など地域のグループ、サークルの自主的な活動
- (2) 講演会、講習会、展示会など、住民相互の知識と教養の向上のための活動
- (3) 地域住民の相互交流と健康増進を図るためのスポーツ、レクリエーション活動
- (4) その他の地域住民の自主的な活動と相互交流のために必要な活動
- (5) 地域住民の福祉向上と相互交流のための各種催し物などの自主事業

(開館時間)

第3条 開館時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、午前9時から午後6時までとする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、区と協議の上、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次の通りとする。

- (1) 年末年始：12月28日から1月4日まで
- (2) 施設点検日：毎月第3月曜日（祝日にあたる場合は翌日）

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、区と協議の上、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(利用団体登録)

第5条 センターの各部屋を貸切利用する者（以下「利用団体」という。）は、本利用要綱を承認のうえ、利用団体登録申請を横浜市戸塚地区センター 利用団体登録申請書に必要事項を記入して行うものとする。

2 指定管理者は、前項の登録の申請があった場合において、第6条の登録条件に適合すると認めるときは、登録をするものとする。

3 登録の有効期間は、指定管理者が登録を行った日から3年間（3年間を経過した日の属する月の末日まで）とする。

4 登録の更新を希望する登録者は、指定管理者が指定する日までの間に所定の登録の更新手続きを行うものとする。

(利用団体登録の条件)

第6条 利用団体登録の条件は次のとおりとする。

- (1) 団体のセンターでの活動内容が営利を目的としていないこと。
- (2) 団体の代表者は、横浜市内在住・在勤・在学のいずれかを満たす16歳以上であること。
- (3) 団体は3名以上で構成されていること。
- (4) 同様の活動をしている他の登録団体と、構成員が6割以上重複していないこと。

2 前項第 3 号及び第 4 号を確認するため、利用団体は申請時に団体名簿（氏名、住所、電話番号記載）を提示するものとする。

（登録申請事項の変更）

第 7 条 利用団体は、登録申請事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、その旨を指定管理者に所定の様式により届け出て変更承認を受けるものとする。

（登録の取消）

第 8 条 指定管理者は、利用団体が次のいずれかに該当した場合には、その登録を取り消すことができるものとする。

（1）センターの利用が 1 年 6 か月間なかった場合

（2）虚偽の申告をした場合

（3）第 5 条第 4 項又は第 7 条に規定する手続がされない場合

（4）利用団体の責に帰すべき事由によりその所在が不明となり、当該団体への通知・連絡が不能であると指定管理者が判断した場合

（5）本利用要綱に違反した場合

（6）その他、不適正な利用方法により他の利用者へ迷惑をかけた、又はかけていると指定管理者が判断した場合

（登録の廃止）

第 9 条 利用団体は、その活動を停止または休止した場合には、遅滞なく、その旨を指定管理者に所定の様式により届出し、登録を廃止しなければならない。

（利用時間帯）

第 10 条 センターの利用時間帯（コマ）は、次に掲げるとおりとする。（なお、料理室の利用時間帯については、1 コマを 2 時間とする。）ただし、利用時間帯については、特に必要があると認める場合に限り、区と協議の上、変更することができる。

〔平日〕

一利用時間帯	時 間
午 前	午前 9 時 ～ 正午
午 後①	正午 ～ 午後 3 時
午 後②	午後 3 時 ～ 午後 6 時
夜 間	午後 6 時 ～ 午後 9 時

〔日曜・祝日〕

一利用時間帯	時 間
午 前	午前 9 時 ～ 正午
午 後①	正午 ～ 午後 3 時
午 後②	午後 3 時 ～ 午後 6 時

（貸切利用の申込み及び決定）

第 11 条 利用団体は、貸切利用の申込みを、指定管理者の指定する期間に 2 か月先（翌々月）の 1 か月分をまとめて行うこととする。

2 指定管理者は、貸切利用の申込みを 2 か月先（翌々月）の 1 か月分をまとめて受け付けて抽選し結果を公開することとする。

3 利用団体は、横浜市戸塚地区センター利用許可申請書に必要事項を記入して指定管理者が指定する期間に申請し、許可を受けることとする。なお、利用前月、利用当月においては、利用日までに申請し、許可を受けることとする。

4 第 1 項及び第 2 項について、指定管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

（貸切利用の申込み制限）

第 12 条 2 か月先（翌々月分）の貸切利用の申込みは、一利用時間帯を 1 回とし、1 か月に 4 回までとする。ただし、レクホールについては、原則として 1 か月に 1 回までとする。なお、会議

室、工芸室、和室については、同一室連続2コマ、料理室については、3コマ連続利用の場合も1回とみなすこととする。なお、利用前月及び利用当月においては貸切利用の申込みの回数制限はないものとする。

(利用条件)

第13条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用時間を遵守すること。
- (2) 利用時間内に清掃及び後始末をすること。
- (3) 使用した物品の確認を行い、所定の位置に返納すること。
- (4) センターの設備又は貸与を受けた用具を、故意又は重大な過失により破損若しくは紛失した場合は、利用責任者が弁償すること。

(利用の制限等)

第14条 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合には、センターの利用を許可しないものとする。

- (1) 営利のみを目的として利用するとき
- (2) センターの設置目的に反するとき
- (3) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (4) センターの管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が必要と認めたとき。

2 指定管理者は、利用の許可にセンターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の取消等)

第15条 指定管理者は、利用の許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、許可を取消し、若しくは停止させることができる。

- (1) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 条例若しくは規則の規定又はこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき。
- (3) 条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(利用料金)

第16条 センターを貸切利用する場合は、次の表に掲げる料金を支払う。(消費税を含む)

室名	1コマの利用料金	1回の利用申込みコマ数
会議室A	1350円	2コマ連続利用まで可
会議室B	1110円	2コマ連続利用まで可
会議室C	360円	2コマ連続利用まで可
工芸室	720円	2コマ連続利用まで可
料理室	560円	3コマ連続利用まで可
和室	1680円	2コマ連続利用まで可
リホール	690円	1コマのみ

ただし、利用日当日において、利用可能な部屋がある場合、1時間単位で利用することができる。その場合の利用料金については、1時間あたり次のとおりとする。

会議室A	450円	会議室B	370円	会議室C	120円	料理室	280円
工芸室	240円	和室	560円	リホール	230円		

(利用料金の納付日)

第17条 利用料金の納付日は、利用当日の利用開始前までとする。

(利用料金の返還)

第18条 既納の利用料金は返還しない。ただし、次の場合その他必要と認められる場合は、利用料金を返還する。

(1) 利用者の責めに帰することができない事由により施設の利用ができなくなった場合
既納の利用料金の全額

(2) 利用者が利用日の7日前までに利用の許可の取り消しを申し出た場合 既納の利用料金の全額

ただし、その期日を過ぎてからの利用取り消しの申し出があった場合、電話等での仮予約も含めて利用料金は全額徴収することとする。

(利用料金の減免)

第19条 本市(区)が主催・共催する事業(10割減免)、指定管理者がセンターの自主事業等で利用する場合(10割減免)の他、次の表に掲げる利用については、利用料金の減免の対象とする。

	対象となる利用	減免の割合
①	・本市から委託・依頼・要請等を受けた事業を推進する目的で利用する場合 ・区の自主事業を引き継いだ公益的事業を行う場合	10割
②	高齢者福祉・障害者福祉・子育て支援・青少年の健全育成等を目的に活動する団体がその目的に沿った事業を実施するために利用する場合	5割
③	その他指定管理者が公益上特に必要と認めた場合	5割又は10割

※5割減免の場合の10円未満の端数については徴収しない。(1コマ毎に計算)

2 利用料金の減免を申請する団体は、利用料金減免申請書・優先申込書を指定管理者へ提出する。

3 指定管理者は、前項の申請書を審査し区役所と協議の上、横浜市戸塚地区センター利用許可証を交付する。

(優先申込み)

第20条 次の表に掲げる利用については、受付開始日以前であっても優先的に申込みができることとする。申込み手続きは、前条第2項及び第3項と同じとする。

	対象となる利用
①	地区センター各館の自主的事業を引き継いだ事後サークルが利用する場合(自主事業終了後6か月以内又は6回まで)
②	利用料金の減免対象となる利用
③	その他指定管理者が必要と認めた場合

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は指定管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 附則（平成18年3月22日改正）
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 附則（平成19年5月1日改正）
この要綱は、平成19年7月20日から施行する。

第6条2については、平成19年8月20日利用分から適用し、7月20日から8月19日利用分に関しては、次による

利用希望日	受付日
7月20日～31日	7月18日
8月1日～19日	7月19日

第4条については、平成19年10月15日から適用する

3 附則（平成19年11月30日改正）
この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

4 附則（平成21年3月25日改正）
この要綱は平成21年6月1日から施行する。
ただし、第3条、第5条、第11条については、平成21年9月1日利用分より適用する。

第3条 休日は午前9時から午後6時までとする。

第5条 利用時間帯 〔日曜・祝日〕

午後②	午後3時～午後6時
-----	-----------

第11条 削除部分

日・祝日 最終コマ利用料金

※ 備考欄の（ ）内は日曜、祝日の最終コマの料金（2時間）

第12条 申込日翌日から3日以内 → その申込日から7日以内（同一曜日）

5 附則（平成23年4月1日改正）
この要綱は平成23年4月1日から施行する。

6 附則（令和2年10月1日改正）
この要綱は令和2年10月1日から施行する。

7 附則（令和6年4月1日改正）
この要綱は令和6年4月1日から施行する。